岡山大学病院診療情報開示要項

制定 平成16年4月1日

岡山大学病院(以下「病院」という。)における診療情報(診療録,処方箋,手術記録, 検査データ,フィルム,看護記録等の診療諸記録をいう。)の開示(閲覧又は閲覧及び謄 写)については、次のとおりとする。

(目的)

第1条 この要項は、診療情報を積極的に患者に提供し、医療提供者と患者とが診療情報 を共有することにより両者の良好な関係を築き、より質の高い開かれた医療をめざすこ とを目的とする。

(開示請求者)

- 第2条 診療情報の開示請求を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 意思能力を持つ成年の患者
 - 二 意思能力を失った成年の患者の後見人、後見人がない場合で配偶者がある場合は配偶者、後見人も配偶者もない場合は配偶者に準ずる者、直系の尊属又は兄弟姉妹
 - 三 未成年の患者で意思能力がない場合は、その法定代理人
 - 四 未成年の患者で意思能力がある場合は、患者本人及びその法定代理人、この場合において、患者本人が請求しようとする場合は、法定代理人の同意を、法定代理人が請求しようとする場合は、患者本人の同意を得て、連名で請求するものとする。

ただし、患者本人又はその法定代理人が単独で請求する場合にあっては、同意が得られない理由を明らかにして請求しなければならない。

五 患者が死亡した場合は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。)とする。

(開示請求)

第3条 診療情報の開示の請求は、岡山大学病院長(以下「病院長」という。) に対して 文書により申請するものとする。

(開示の判断)

- 第4条 病院長は前条の申請があった場合は、関係診療科長、看護師長等(以下「関係診療科長等」という。)の意見を聴取し、その意見が開示であって、別に定める診療情報を不開示とする基準(以下「基準」という。)に該当しないと認めたときは、開示を決定するものとする。
- 2 関係診療科長等の意見が部分開示若しくは不開示であった場合又は基準に該当すると 認める場合は、開示の適否について岡山大学病院診療情報提供委員会(以下「委員会」 という。)に諮問するものとする。
- 3 委員会は開示,部分開示及び不開示(部分開示の場合にあっては,部分開示とする理由及び開示する範囲を含む)の審議を行い、病院長に答申する。
- 4 病院長は前項の答申に基づき, 開示, 部分開示, 又は不開示の決定を行うものとする。

5 委員会については、別に定める。

(本人への通知)

- 第5条 病院長は、開示、部分開示又は不開示の決定をしたときは、速やかに開示請求者 に書面により通知するものとする。
- 2 部分開示又は不開示の場合にあっては、前項の通知に、部分開示又は不開示とする理由を付するものとする。

(開示の方法)

- 第6条 開示は、閲覧者が開示請求者本人であることを確認した上、病院内において、原 則として担当医の立ち会いのもとに行うことし、必要に応じて担当医が説明する。
- 2 診療情報原本の病院外への持ち出しは認めない。

(費用の負担)

- 第7条 診療録等の謄写を請求された場合は、当該箇所を謄写し代金と引き替えに交付する。
- 2 前項に係る費用は、岡山大学病院諸料金規程(平成16年岡大医歯病規程第2号)に 定めるところによる。

(その他)

第8条 この要項に基づく事務処理は,「岡山大学病院診療情報開示事務処理要領」により行うものとする。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年3月1日から施行する。

附則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。